

令和2年7月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月27日(月) 午後3時00分

2. 開催場所 春江中コミュニティセンター 2階 201会議室

3. 出席委員 17名(番号は議席番号)

1番 本田 雄揮	2番 高山 重則	3番 加藤 昭治
4番 (欠員)	5番 清兼 義靖	6番 飛田 俊朗
7番 濱中 憲雄	8番 三寺 總左エ門	9番 南出 直美
10番 大川 勝利	11番 西端 勲	12番 岡田 幸夫
13番 伊藤 宏実	14番 藤田 一元	15番 田中 正信
16番 中垣内 勇夫	17番 (欠席)	18番 伊藤 勉
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 1名

17番 西端 和雄

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

次長 西出 政男

書記 小林 一裕

書記 上野 貴史

書記 伊藤 正則

(農業振興課)

主任 坪田 浩司

主事 小林 勇成

6. 提出議案

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第15号 現況証明願について

議案第16号 農用地利用集積計画の決定について

議案第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について

議案第18号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更(案)に係る意見審議について

7. 議事録署名人

16番 中垣内 勇夫

18番 伊藤 勉

事務局長

令和 2 年 7 月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。本日の欠席委員は 17 番 西端和雄委員から欠席の届出が出ております。只今の出席委員数は 17 名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様方がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第 5 条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。

議 長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 16 番 中垣内委員、18 番 伊藤職務代理者を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> では、議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。

整理番号 14 番、申請地は三国町黒目、畑、945 m²です。譲渡人は愛媛県松山市 ○○さん、静岡県湖西市 ○○さんです。譲受人は三国町黒目 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 63 アールです。

整理番号 15 番、申請地は丸岡町大森、田、3,000 m²です。譲渡人は丸岡町末政 ○○さんから譲受人丸岡町野中山王 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 88 アールです。

整理番号 16 番、申請地は丸岡町下久米田、田、3,349 m²ほか 7 筆、合計面積 12,990 m²です。譲渡人は丸岡町下久米田 ○○さんから譲受人丸岡町下久米田 息子さんの○○さんに贈与により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 129 アールです。

整理番号 17 番、申請地は春江町江留中、田、2,803 m²ほか 3 筆、合計面積 5,906 m²です。譲渡人は春江町江留中 ○○さんから譲受人春江町江留中 お子さんの○○さんに贈与により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 219 アールです。

整理番号 18 番、申請地は三国町池見、田、1,133 m²です。譲渡人は三国町池見 合資会社 大島伊興松商会、譲受人三国町池見 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 143 アールです。

整理番号 19 番、申請地は坂井町若宮、田、1,177 m²ほか 1 筆、合計面積 1,670 m²です。譲渡人はあわら市滝 ○○さん、譲受人坂井町若宮 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 417 アールです。

整理番号 20 番、申請地は坂井町若宮、田、479 m²です。譲渡人はあわら市滝 ○○さん、譲受人坂井町若宮 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 117 アールです。

整理番号 21 番、申請地は坂井町若宮、田、999 m²です。譲渡人はあわ

	<p>ら市滝 ○○さん、譲受人坂井町若宮 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は907アールです。</p> <p>以上8件につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは皆様のご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。</p>
中垣内委員	<p>16番、中垣内です。整理番号16、17番の許可後の経営面積がどちらも同じなのは、どうしてですか。</p>
事務局	<p>整理番号16、17番はどちらも親子関係で世帯内の生前贈与を行うものです。</p>
議 長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第12号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p><各委員> 異議なしの声</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説 明> それでは、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。7月は、2件です。</p> <p>整理番号25番、申請者は三国町新保 ○○さんがご自身の農作業所を建てる目的で転用申請するものです。場所は三国町山岸、地目畑、面積2,112㎡のうち621.29㎡です。</p> <p>整理番号26番、申請者は春江町辻 ○○さんがご自身の農機具格納庫を建てる目的で転用申請するものです。場所は春江町辻、地目田、面積583㎡です。</p> <p>以上2件につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>この案件につきまして、現地確認をおこなっておりますので、その報告をお願いします。整理番号25番を8番 三寺委員、お願いします。</p>
三寺委員	<p>8番、三寺です。整理番号25番、申請地は「道の駅みくに」より南東方向へ約500mにある農地（畑）で、西側は幅員約6.0mの道路に面し、北側・南側は畑です。建物は北側畑との境界から0.9mに建てますが、北側の畑も申請者が耕作する農地ですので問題はないと思います。雨水排水につきましては、前面の道路に排水することでした。このことから、これと言った問題は生じないと思われれます。ご審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、整理番号26番を6番 飛田委員、お願いします。</p>
飛田委員	<p>6番、飛田です。整理番号26番、申請地は道路交差点の角地にあたり、雨水排水は前面道路の側溝及び北側水路に排水することです。問題はないと思われれます。ご審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号25番を7番 濱中委員、お願いします。</p>

濱中委員	7番、濱中です。整理番号25番は、三寺委員の報告のとおりでございます。尚、〇〇さんは認定農業者で、ハウス40棟ちかくで栽培している農家で、収出荷に必要な作業所を整備することですので、よろしくをお願いします。
議 長	次に、整理番号26番を17番 西端和雄委員であります。本日欠席でありますので、事務局からその報告をお願いします。
事務局長	それでは、私の方から17番 西端和雄委員が欠席のため整理番号26番につきまして説明いたします。付近で建設業を営む〇〇氏が、自身の農機具を置くための格納庫を建設するための申請となっております。北側、東側は農道、西側は市道、南側は本人所有の畑となっております。隣接する農地は本人所有の農地であり、雨水は敷地内に設置するU字溝にて北側の側溝へ排水すると聞いております。周辺営農にも影響がなくやむを得ないと思われるとのことでした。以上でございます。
議 長	それでは、皆様のご意見を伺います。 ご意見はございませんか。 無ければ、お諮りします。 議案第13号は、許可相当と認め意見決定してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<説 明> それでは、議案第14号、農地法第5条の規定によります許可申請の意見審議について、7月は、4件でございます。 まず、整理番号27番、賃借権設定の案件でございます。借人は福井市日之出1丁目 北陸電力送配電(株)、貸人は三国町下野 〇〇さんほか3名です。申請地は三国町下野、田、3,350㎡のうち22.50㎡他5筆、合計面積は17,837㎡のうち8,218.92㎡です。目的は鉄塔建替え工事用地として、一時転用を9ヶ月間行うものです。 続いて、整理番号28番、同じく賃借権設定の案件でございます。借人は三国町加戸 (株)西農園、貸人は三国町加戸 〇〇さんです。場所は三国町加戸、畑、4,296㎡のうち1,311.21㎡です。目的は農作業所を建築するため、転用を行うものです。 続いて、整理番号29番、所有権移転の案件です。譲受人は丸岡町北横地 富田工業(株)、譲渡人は福井市坂下町 〇〇さん。場所は坂井町西、田、面積482㎡ほか4筆、合計面積2,359㎡です。目的は富田工業(株)の工場・事務所を建築するため、転用を行うものです。 最後、整理番号30番、こちらも所有権移転の案件です。譲受人は春江町江留下屋敷 〇〇さん、譲渡人は春江町江留下屋敷 〇〇さんです。場所は春江町江留下屋敷、田、158㎡です。こちらの方は〇〇さんの家族が増えることから駐車場を整備するためです。(〇〇さんから提出された始末書の説明を行う。) 以上4件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。
議 長	それでは、現地確認を行っておりますので、その報告をお願いします。整理番号27番と30番を10番 大川委員、お願いします。

大川委員

10番、大川です。整理番号27番、賃借権設定の案件で鉄塔建替え工事の用地ということで、一時転用を9ヶ月間行うものです。2本の鉄塔は50年以上過ぎておりまして、電線のたわみが大きく、地上から9mほどしかないことから鉄塔の高さを高くする計画です。周りの農地には何ら問題はないと思われま

す。次に、整理番号30番につきましては、所有権移転の案件で、詳細は先程の事務局の説明のとおりでございます。申請地は既に埋められた農地であります。現地を見ますと野菜の作付けの痕跡はありますけれども、完全に農地ではありませんでした。周りはずべて農地ではなく、雨水は道路側溝へ流す計画とのことで周囲に影響はなく、問題はないと思われま

議 長

次に、整理番号28番を6番 飛田委員、お願いします。

飛田委員

6番、飛田です。整理番号28番、申請地は幹線道路沿いにありまして、北側に傾斜している農地であります。作業所の建築にあたっては、平らに造成し、周囲は盛土で法面整形するとのことでした。雨水は敷地内にU字溝を布設し、道路側溝へ排水するとのことでした。ご審議の程、お願いいたします。

議 長

次に、整理番号29番を7番 濱中委員、お願いします。

濱中委員

7番、濱中です。整理番号29番、申請地の東側には富田工業株の工場があり申請地には事務所を構えたいとの説明でした。また、開発行為にもあたることから県の河川課とも協議しており、調整池を設けるとのことでした。このことについては30年確率の降雨強度による調整池の容量とオリフィスであることの確認を行いました。また、幹線排水路へ流す途中の可変勾配側溝の布設工事が完成を迎え、アスファルト舗装がなされていたことから接続する合流桝の設置などを同時期に施工出来るとよ

議 長

続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号27番を7番 濱中委員お願いします。

濱中委員

7番、濱中です。先程、大川委員さんが申されたとおりです。また、現地につきましては、北陸電力の架線が市道と交差し、大型車両が通過すると架線の高さが低いことから危険なため、北陸電力としては早急に実施したいとのことでした。このような状況からは是非ともお願いします。

議 長

次に、整理番号28番を3番 加藤委員お願いします。

加藤委員

3番、加藤です。現場は三国支所から北東方向に約2km行ったところでございます。近くに加戸小学校がございます。この農地は坂井北部丘陵地の区域にあり、詳細につきましては先程の事務局並びに現地調査されました委員の説明のとおりでございます。今回の農地は、4月の総会の議案で審議され、公益社団法人ふくい農林水産支援センターから所有権移転を受けた農地でございます。西農園は主にハマナビの苗・ネギ等を生産する堅実な農家です。これといった問題は生じないと思っておりますので、ご審議の程お願いいたします。

議 長

次に、整理番号29番を18番 伊藤職務代理者お願いします。

伊藤職務代理者

18番、伊藤です。先程の現地確認をされました濱中委員の報告のとおりで、特に問題はないかと思えます。よろしくお願いします。

議 長

次に、整理番号30番を15番 田中委員お願いします。

田中委員	15 番 田中です。先程の現地確認に行かれました大川委員のおっしゃるとおりで、周りにも問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、皆様にご意見を伺います。 ご意見ございませんか。 なければ、お諮りします。議案第 14 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。
議 長	次に、議案第 15 号「現況証明願について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	<説 明>議案第 15 号「現況証明願について」、7 月は 1 件ございます。 整理番号 4 番、出願人はあわら市 市姫 ○○さんです。所在は坂井町 徳分田、登記地目畑、面積 5.76 m ² です。現況に至った経緯は、昭和 24 年頃より住宅敷地として利用され、現在に至っています。今回、当該敷地を売却する予定となったためです。 以上、ご審議のほど、お願いいたします。
議 長	それでは、この案件につきましても現地確認を行っておりますので、その報告をお願いいたします。 整理番号 4 番を 7 番 濱中委員、お願いします。
濱中委員	7 番、濱中です。整理番号 4 番、現況を確認させていただきましたところ、相当前から宅地化されている状況で、すでに屋敷の一部となっております。誰が見ても農地には見えない状況でございます。ここに住んでおられた方は亡くなられ、息子さんはあわら市に住んでおられ、この土地を何とかしたいと思っても現状のままでは売買も何も行うことが出来ないことから地目変更したいとのことでございますので、これは認めてもらえるのではないかと思います。皆様のご承諾をお願いいたします。
議 長	続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号 4 番を 6 番 飛田委員、お願いします。
飛田委員	6 番、飛田です。今ほど濱中委員から説明のあったとおりでございます。現在は誰も住んでおらず、処分したいとのことでございまして、何卒宜しくお願い致します。
議 長	それでは、この議案に対してご意見を伺います。 ご意見、ございませんか。 なければ、お諮りします。議案第 15 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第 15 号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第 16 号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第 17 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」の 2 議案は関連がございまして、一括して議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

農業振興課

<説明> 議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明させていただきます。

利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は6名、利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は7名となっております。次に、その利用権設定面積は(1)貸借の部、田、新規計8筆、17,196㎡、畑、新規3筆、6,490㎡、畑、更新1筆、449㎡以上より田畑合わせまして12筆、24,135㎡です。続いて、使用貸借権の部、田、計1筆、6,919㎡です。

(前回の総会時に取り下げ、今回申請のあった貸付人〇〇、借受人 社会福祉法人コミュニティーネットワークふくいの利用権設定について詳細に説明を行う。)

次に、今月は所有権移転が1件ございます。所有権を移転する者は、公益社団法人ふくい農林水産支援センター、所有権の移転を受ける者は、丸岡町伏屋 〇〇さんです。申請地は丸岡町八ヶ郷、田、626㎡ほか1筆、合計面積3,547㎡です。以上でございます。

議長

本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。

高山委員

2番、高山です。先程の説明のあった〇〇さんの貸借の件ですが、10アールあたり〇〇円の高額な借賃料を農業委員会が認めざるを得ないのでしょうか。

農業振興課

市や公社が間に入る契約に関しては、金額の調整もある程度可能かとは考えますが、個人間の契約はお互いに決められた金額であることから難しい面があると思います。この契約に関しましては、何年か前に交わされ続けてきた契約で、今回の更新で指導することは難しいと考えます。市としては、耕作者を守る観点から新規の場合は必要と考えます。また、当契約には、隣接する宅地との一体的な土地利用の観点から、この金額が導かれたとも考えられますので、ご理解をいただければと思います。

議長

その他にございませんか。

なければ、お諮りします。

議案第16号及び議案第17号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委員

<各委員> 異議なしの声

議長

ご異議がないと認めます。

議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第17号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。

議長

次に、議案第18号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更(案)に係る意見審議について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

農業振興課

<説明> それでは、議案第18号につきましては、別冊資料「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更(案)について」及び本日お配りさせていただきました別冊資料(追加分)に基づき説明させていただきます。まず先に、事前にお配りさせていただきました資料から説明させていただきます。今回、農業振興地域整備計画の変更は三国・丸岡・春江・坂井の4地区とも出ております。

まず、三国地区から説明させていただき、2件ございます。図面番号①番、場所は下野、田、409㎡です。目的は鉄塔1基を建設する計画をしています。土地所有者は三国町下野 〇〇さん、事業者は福井市日之出一丁目 北陸電力送配電(株)です。

続きまして、図面番号②番、場所は下野、田、405 m²です。目的は鉄塔1基を建設する計画をしています。土地所有者は三国町下野 ○○さん、事業者は北陸電力送配電㈱でございます。

続きまして、丸岡地区は編入が1件、除外が2件と追加資料で除外1件、合わせて4件です。図面番号①番、場所は長崎、田、3,976 m²です。土地所有者は福井市寺前町 ○○さんです。こちらは土地改良事業の実施に伴い、編入を希望するものです。

続きまして、図面番号②番、場所は長畝、田、2,400 m²です。土地所有者は丸岡町長畝 ○○さん、事業者は福井市西開発四丁目 (有)吉本重建 です。こちらは資材・車両置場の増設、保管倉庫の建設を希望するものです。

続いて、図面番号③番、場所は長畝、田、2筆、合計面積1,109 m²です。土地所有者は丸岡町長畝 ○○さんほか1名、事業者は福井市長本町 (株)ミルコンです。こちらも資材置場の増設を希望するものです。(後程、別冊資料の丸岡地区1件を説明する旨を伝える。)

次に、春江地区は除外1件です。図面番号①番、場所は寄安、田、3筆、合計面積3,816 m²です。土地所有者は春江町寄安 ○○さんほか2名、事業者は坂井市丸岡町四ツ屋 (有)粹です。こちらは土木資材置場の建設を希望するものです。

最後は、坂井地区の説明で、除外3件でございます。図面番号①番、場所は東、田、575 m²です。鉄塔1基を建設する計画をしています。土地所有者は坂井町東 ○○さん、事業者は北陸電力送配電㈱です。

図面番号②番、場所は東、田、399 m²です。鉄塔1基を建設する計画をしています。土地所有者は坂井町東 ○○さん、事業者は北陸電力送配電㈱です。(①、②は昨年12月に受付を行っており、該当条項第4条の5第12項第23号に基づき工事は着工している旨伝える。)

図面番号③番、場所は西、畑、871 m²のうち491.16 m²を住宅建設のため計画変更するものです。土地所有者は坂井町西 ○○さん、計画者も同じです。

次に、別冊資料をご覧ください。丸岡地区の除外申請1件です。図面番号④番、場所は丸岡町上安田、田、2,684 m²ほか7筆、合計面積8,041 m²です。土地所有者は丸岡町上安田 ○○さん他1名です。事業者は福井市花堂 国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所です。除外の目的は、今後の大雪に備え国道8号を通行する車両のチェーン脱着所を建設するためです。(追加案件提出理由の説明を行う。) 以上でございます。

事務局長

ここで、今ほど農業振興課より説明のありました春江地区の除外申請1件につきまして、申請地2区画のうち西側区画は5月の総会時に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」において、ご審議いただき、許可相当と認めていただきました春江町寄安、田、面積2,117 m²につきましては、丸岡町四ツ屋 (有)粹が資材置き場を整備する案件ですが、農業振興地域であることが発覚しました。そこで誠に申し訳ありませんが、この農地法第5条の申請案件につきましては、一度取り下げさせていただきまして、除外手続きが終了した後、再度、総会に諮らせていただきたいと思います。

森会長からは今後このようなことが無いよう嚴重注意をいただきました。今後は慎重に業務を遂行してまいります。大変申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

議長

この議案に対するご意見を伺います。

伊藤宏実委員 13番、伊藤です。追加案件についてですが、丸岡地区国道8号沿いにチェーン脱着所を建設する計画についてですが、今回の農振除外申請の農地面積に除外されている農地面積を含めると約10,000㎡になります。国土強靱化計画のなかで、これだけの広い面積の必要性和閉鎖期間の利用について教えて頂けませんでしょうか。

農業振興課 この計画していますチェーン脱着所を必要とする区間は、石川県加賀の熊坂にあります待避所から丸岡町羽崎までの区間で計画されています。計画通行車両数など詳細につきましては、申し訳ありませんがわかりません。
それと利用閉鎖期間における土地の利活用につきましては、国土交通省が地元と話を行っておまして、近くに磯部小学校があり、小学校の行事の際等には駐車場として開放することなども検討されております。

加藤委員 3番、加藤です。国土交通省は1日の交通量調査やOD調査を行い、国道8号の交通量を把握しています。これに基づき大型車両数に応じた舗装構成やチェーン脱着に必要な面積を算出していると思います。

議長 その他にございませんか。
それではお諮りいたします。
議案第18号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委員 <各委員> 異議なしの声

議長 ご異議がないと認めます。
議案第18号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（案）に係る意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。

議長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。
(午後4時11分 議事終了)